

岩手県告示第206号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成27年3月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成27年2月26日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 金子ルーフ工業
    - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市大船渡町字新田46番地14
    - ウ 代表者の氏名 金子正勝
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第90074号
  - (3) 処分の内容 屋根工事業及び板金工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成27年2月17日付けで屋根工事業及び板金工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成27年3月3日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社五葉工業
    - イ 主たる営業所の所在地 釜石市大字平田第1地割75番地6
    - ウ 代表者の氏名 高橋順一
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第110007号
  - (3) 処分の内容 石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成27年3月2日付けで石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成27年3月3日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社M A S A
    - イ 主たる営業所の所在地 宮古市津軽石第4地割82番地18
    - ウ 代表者の氏名 金澤昌幸
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-26）第120079号
  - (3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成27年3月3日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。